\bigcirc 電 経法総 子 済 署産務務 名 業 及省省省 令 第 号

U

証

務

に

関

る

き、 電 子 署 名 及 び 認 認 業 証 業 務 に 関 す す る 法 法 律 律 施 平 行 成 + 規 則 年 \mathcal{O} 法 部 律 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ 項 う に 定 8 る。

第

百二

号)

第

六

条

第

第

号

 \mathcal{O}

規

定

12

基

づ

令 和 年 月 + 六 日

総 務 大 臣 高 市 早 苗

法 務 大 臣 三 好 雅 子

経 済 産 業 大 臣 梶 Щ 弘 志

電 子 署 名 及 び 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

名 及 び 認 証 業 務 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 平 成 + \equiv 年 経法総 産務務 省省省 令 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} よう

済 業

に 改 正 す る

電

子

署

次 \mathcal{O} 表 12 ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 をこ れ に 対 応 する 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め る。

備考 表中の [] の記載は注記である。	(利用者の真偽の確認の方法) (利用者の真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又はハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する申利用申込者の真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又はハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する申りした印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。)がある委任状(利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの)の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。「イ〜ハ、略」 こ イ、ロ又はハに掲げるものと同等なものとして主務大臣が告示で定める方法 (改正後
	(利用者の真偽の確認の方法) 第五条 [同上] 一 [同上] [二 一同上] [二 同上]	改正前

附

則

この省令は、公布の日から施行する。